

概要 (令和8・9年度)
一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書
(測量・建設コンサルタント等業務)について

はじめに

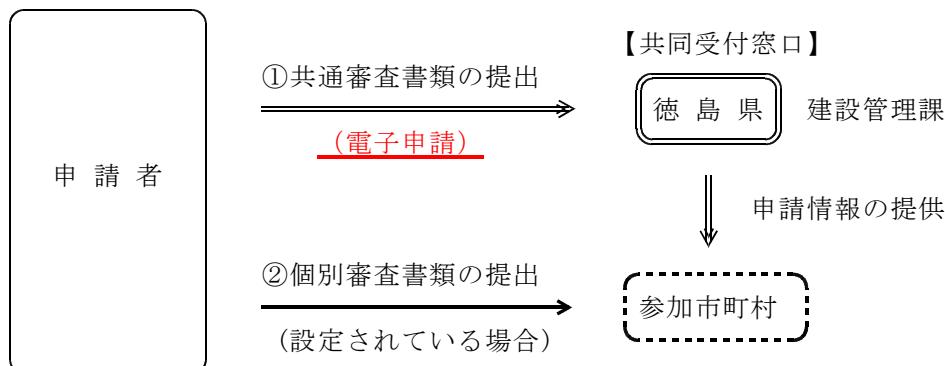
徳島県及び参加市町村は、入札参加資格審査申請の共同受付を実施します。
電子申請により受付します。

【参加市町村】 全市町村

徳島県あるいは参加市町村が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望する方は、「手引き」により作成した（「**共通審査書類**」（4 申請書類）を県の窓口に、参加市町村が個別に設定した「**個別審査書類**」（別添一覧表を参照）を各市町村窓口に提出してください。

- ※ 参加市町村にのみ入札参加を希望し、徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。
- ※ 参加市町村ごとに設定された「個別審査書類」は県に提出する必要はありません。
- ※ 共同受付の詳細は、別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類等一覧表」ファイルを参考してください。
- ※ 資格の有効期間は、各市町村によって異なります。

【共同受付の流れ】



以下は県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格に関する説明です。

1 申請書受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月27日（火）まで

2 申請書の提出方法 電子申請

- 〒770-8570 徳島市万代町1－1 建設管理課 審査担当
- ※ 電子申請によりPDF化した書類を添付する場合は、1月27日までの電子申請を有効とします。添付書類を郵送する場合は、1月27日の消印有効とします。
- ※ 受付票は電子申請サービスにより交付します。市町村へ申請する場合に受付票が必要となる場合がありますので、早めに申請してください。2月9日までに受付票が届かない場合は、確認のため必ず御連絡ください。
- ※ 持参する場合は、徳島県庁 8階 建設管理課審査担当
受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

3 有効期間 令和8年5月1日から令和10年4月30日まで

4 申請書類

次のとおり、提出は各1部。

様式データダウンロード先

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>

各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとします。

【県内企業】本店が徳島県内にある場合

No.	電子申請書類一覧（ <u>徳島県電子申請サービスにより提出</u> ）
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等業務】 （様式第1号）
2	業者カード

No.	添付書類一覧（ <u>徳島県電子申請サービス又は郵送により提出</u> ）
3	提出書類チェックリスト
④	営業所一覧表（様式第2号）
5	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）の写し
6	誓約書（様式）
⑦	業務に関する登録証明書等の写し
⑧	財務諸表類（直前1年度分、現況報告書でも可）
9	納税証明書の写し
10	測量等実績調書（様式第3号）
11	職員数調（ <u>雇用状況を証する資料の添付が必要</u> ）
12	技術職員名簿（様式第4号）
13	技術資格証の写し

【県外企業】本店が徳島県外にある場合

No.	電子申請書類一覧（ <u>徳島県電子申請サービスにより提出</u> ）
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等業務】 （様式第1号）
2	業者カード

No.	添付書類一覧（ <u>徳島県電子申請サービス又は郵送により提出</u> ）
3	提出書類チェックリスト
④	営業所一覧表（様式第2号）
5	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）の写し
6	誓約書（様式）
7	委任状（年間委任する場合、任意様式）
⑧	業務に関する登録証明書等の写し
⑨	財務諸表類（直前1年度分、現況報告書でも可）
10	納税証明書の写し
⑪	測量等実績調書（様式第3号）
⑫	技術者経歴書（様式第5号）

- ※ 電子申請サービスにより添付書類を提出する場合は、1つのPDFファイルにして添付してください。複数ファイルの添付又は郵送との併用は認めません。
- ※ 郵送により添付書類を提出する場合は、順番にフラットファイル（A4版 県内は赤色系、県外は黄色系）綴じし、背表紙には、表題として「令和8・9年度入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。
- ※ 申請書類のうち、【県内企業】No.4 【県外企業】No.4・11・12については中央公契連統一様式で代替することができます。また、【県内企業】No.7・8 【県外企業】No.8・9については建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による現況報告書（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものの写し）で代用することができます。
- ※ 現況報告書提出以降に技術資格者が追加され、その資格者数についても申請書に記載する場合は、当該資格者についての技術者経歴書を追加提出してください。

5 申請書記入要領

様式とともに掲示している「申請書作成の手引き」を参照してください。

6 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当
(電話088-621-2519・2624)